田辺市農業委員会告示第 6 号

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定による田辺市農業委員会が定める別段の面積を次のように改正する。

平成28年8月10日

田辺市農業委員会 会長 瀧本 和明

地区別	農地法第3条第2項 第5号の面積(改正前)	農地法第3条第2項 第5号の面積(改正後)
旧田辺市を除く全域 (旧龍神村・旧中辺路町 旧大塔村・旧本宮町)	10アール	1アール

この告示は、平成28年8月10日から施行する。

※旧田辺市については、現行の設定面積(50アール)の変更は行わない。